

□ 西脇市が提案する適正な学級規模・学校規模（案）

(1) 対象期間

15年間で想定する。

【令和4年（2022年）～令和18年（2036年）】

(2) 適正規模

小・中学校の全ての学年において、一定の横の集団規模（1学年2学級以上）確保を目指す。

但し、小・中学校の全ての学年において、一定の横の集団規模（1学年2学級以上）確保が困難である場合は、一定の縦の集団規模（義務教育9か年を貫く全校生の人数）確保を図り、小・中学校の教育課程を一元的に管理・運営できる学校への移行を検討する。

○ 参考

(1) 国が定める学級規模

小学校：全学年35人学級（2021年度より段階的に小6まで拡大）

※兵庫県では、小4まで35人学級編制実施済

中学校：全学年40人学級

(2) 国が標準と定める学校規模（学校教育法施行規則第41条・79条）

小学校：12学級以上18学級以下

中学校：12学級以上18学級以下

※この標準は、地域の実態等、特別な事情のある場合は、この限りでない。